

### お元気ですか! たかよしです

第833号 2017年4月2日

### 日本共産党中央区議団

移 場

組

中央区 築地 1-1-1 3 5 4 6 - 5 5 6 3 話 3546-9570

### 築地市場青果仲卸2団体が方針転換

組合員 市場青果仲卸 (仲卸業者) んぶん赤旗3/3付 に配布した文書 の 寸 体が 連 名で

京の中で 3月 という 11 という 12 まで 3月 という 12 また 11 日本 12 三 阿組合員各位 お知らせ 小池都知事の移転延期の発表から早いもので半年が過ぎようとして 先行き不適明な状態であり今後、豊洲市場に関して小池都知事の) 安全宣言及び農水省の認可が下りたとしても、都民及び日本国民 の豊洲市場に向けられた目は非常に厳しいものがあります。 **両組合として現状・現実を見据えて、これらの風禪が完全に払拭され、** 食の安心・安全が損保されない限り、豊洲市場への移転は出来ないと言 両組合としての運営を進めてまいります。

売協同組合【略称:マル中(ナカ)、 青果仲. 同組合【略称:マル本、 が渦巻いています。 業 青果仲卸には、 決断を早急にして 転に反対 者】 つの協同組合があり が、 卸 18 東京築地 しており、 で 年 Ιţ 蕳 働 築地 多 L١ 市 ほ < て 場 本 L の い - 場青果 移転中· 青果仲間 た築地 <u>ر</u> ا ますが、 店が豊洲 26業者】 市 止 場 こ

れ な しし る

声

71

# 認可が下りても国民の目は厳し

民及び 小池 文書は られ 農水省の認可が下り た目 都 日 知 今後、 本 は 事 非常 遠 の 民 安心 に の 豊 厳 洲 たとして L 洲 安 市 全宣 しし 市 場 定関 場 も 言及 の に ŧ が 向

組合員に配布されました。 た2月25日付文書 ٢١ 対策本部 ij 食 両組合で作る とする「 の安全・ 洲 との3団 市場 安心が 重 青果 要 体 の (上写真) 担保さ. 介印 の 移 の 判 転 連 豊洲 は 名 が 押 で n に さ ㅎ ょ 市 転

限

ます」 組 3 ij は 合としての運営を進めて で れ ま きない す な としています。 L١ 限り、 という認 食 の 安心・ 豊 洲 識 市 場 安全 の 基 ^ ビ の ま が 移 担

の

### 従来は 豊洲移転を前提だったが

てくれ を前 か ル L Ō だと言っ は 提 中 h 関 な に 忑 仲卸 け 都 係 h と説明してい くら『 n に 者 赤 組合の気持ちを伝え て 要求を出してき ば は 旗 ŧ 商 の 豊 売 従 取 材に対・ に 消費者が買っ 洲が安心・ 来は豊洲 にならな L た。 て ſΪ 移 安 転

### 「現段階で移転の選択肢はない」

な風評被害の発生への ての安心安全宣言がなされ 示すとともに、<br /> (地市場の環境につい 軽々に答えは出 \_

表しました。 3月22日付の ある東卸の早 文書は、 地 水産仲卸の 営業を続け +山豊理 文書で所 協同 東京都とし 事 い懸念を て新た :感を発 長は、 組 て L١

事以来、 為と言わざるを得ませ 化に拍車をかけ い」としてい の豊洲市場移転の選 摘 な ま 築地市場に対して必要な しています。 ١J 補修を実行せず、 はず」 「石原慎太郎 約18年の長きにわ ます。 とし た自体が不作 洯 現 段階 元 肢 Ь 老 都 が 朽 た 知 な

### 報流出の 危険

### 情報が含ま が 民 誾 託

### りました。 内容がほぼ正しかったことがわか 事実確認をしていただいて、 き取りを行い、区の経理課長にも ともに、 から、個人情報の取り扱いを心配 する相談がありました。 れている会社で働くスタッフの方 私は、 年末、 その方からお話を聞くと 委託会社の担当者から聞 中央区の業務が委託さ 相談

研修は行わず、

区長を追及する私 = 3/1 本会議場で

### 明らかになった問題点

を禁止していなかった。

パソコンは委託会社の持ち込み

しました。

職員がチェックすることはな

次のようなものです。 今回、 明らかになった主な点は

おり、仮置きの状態になってい \* この点は、さっそく区に確認さ せ黒塗りにさせました。 の個人情報が使われていた。 書類を保管する場所が不足して マニュアル・手順書には、 区民

らの実態を示して質問しました。 問で取り上げ、調査してきたこれ この問題を3月1日の本会議質

というものでした。

# 人情報の扱い7割が民間業者

を取り扱う業務での民間委託の割 まず、 中央区における個人情報

> 割となっている」と答えました。 合を聞いたところ、区長は「約7

託

会社スタッフの

相

談

を受けて本

会 議

で追

及

## 事前研修は業者の責任なのに

労働者に、個人情報保護法の説明

委託会社は、

区役所に派遣する

帰って業務を行うことを指示した。 る誓約書」にサインをするだけで、 や業務における心構えなどの事前 事前研修を行ったとしていた。 仕事中のスマートフォンの使用 自宅に資料を持ち 「個人情報に関す 結の際、 発を図ることとしている」と答弁 修等を実施し、 るよう、受託者の責任において研 か聞いたところ、区長は「契約締 修」を、入札の条件にしているの 個 人情報を扱うための「事 適正な安全管理を確保す 個人情報保護の啓

委託会社は、

を果たしていませんでした。 は、「研修等の実施」という責任 しかし、私が調査した委託業者

# 個人情報の流出等はないと区長

報について)主管課と経理課が連 のにたいして、 が求められるのでは」と質問した 報漏洩の危険が高く、 働者のスマートフォン使用は、 扱う業務中の、 どのように徹底しているのか」 いについて、どこが責任を持ち、 た事例はあるのか」「 個人情報を 「個人情報が不適切に取り扱われ 私は「委託会社の個人情報の扱 委託業者や派遣労 区長は「(個人情 適切な対応 情

> 中のスマートフォンの使用はなく、 しました。 個人情報が不適切に取り扱われた 事例は報告されていない」と答弁 情報漏洩につながるような業務

> > 検索

る」と答弁しました。 設置すべきと提案したところ、 ŧ 管理措置については適切に対応す 資料の保管など個人情報の安全 また、事故を未然に防ぐために 資料の収納スペースを十分に

職場には収納ラックが設置された ということです。 なお、その後の報告によると、

ブログもごらんください

# 民間業者への委託は今後も増加

です。 したが、 といった事実はない」と断言しま 人情報の外部への流出や持ち出し 区長は「委託業務におい 危険性は存在しているの ζ 個

中しており、 導入や業務委託によるアウトソー 用の不安はつのるばかりです。 仕事にはたくさんの個人情報が集 シングが進んでいます。区役所の による個人情報の漏洩、 中央区では、指定管理者制度の 民間業者の参入増加

携しながら指導している

志村たかよしワールド

前